

## 公布された規則のあらまし

### 佐賀県第1種特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則（規則第26号）

- 1 この規則は、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第17条第3項の規定に基づく第1種特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関して必要な事項を定めることとした。（第1条関係）
- 2 採捕の数量等の報告者を定めることとした。（第3条関係）
- 3 知事に対する報告事項を定めることとした。（第4条関係）
- 4 採捕の数量等の報告の方法を定めることとした。（第5条及び様式関係）
- 5 この規則は、公布の日から施行することとした。